

平成22事業年度業務実績報告書

日本年金機構

平成22年度計画	頁	自己評価
Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項	95	
1. 効率的な業務運営体制に関する事項	95	B
2. 運営経費の抑制等に関する事項	99	A
3. 外部委託の推進に関する事項	101	B
4. 社会保険オンラインシステムの見直しに関する事項	103	B
5. その他業務運営の効率化の取組に関する事項	106	A
Ⅳ. 業務運営における公正性及び透明性の確保その他業務運営に関する重要事項	108	
1. 内部統制システムの構築に関する事項	108	C
2. 情報公開の推進に関する事項	118	A
3. 人事及び人材の育成に関する事項	121	B
4. 個人情報の保護に関する事項	128	C
Ⅴ. 予算、収支計画及び資金計画	131	A

●判定基準

- 「S」：平成22年度計画を大幅に上回っている。
「A」：平成22年度計画を上回っている。
「B」：平成22年度計画を概ね達成している。
「C」：平成22年度計画をやや下回っている。
「D」：平成22年度計画を下回っており、大幅な改善が必要。

平成 22 年度計画	平成 22 年度計画に対する取組状況
	はじめに 日本年金機構（以下「機構」という。）は、年金記録問題をはじめ、旧社会保険庁において発生した様々な問題が、公的年金制度及び公的年金事業に対する国民の皆様に変大な不安、不信などをもたらした反省の上に立って、公的年金事業及び公的年金制度に対するお客様である国民の皆様の信頼を回復することを目的として設立されました。 この目的を実現するため、日本年金機構法において、機構の基本理念として、①国民の信頼②国民の意見の反映③サービスの質の向上④業務運営の効率化⑤公正性・透明性の確保が掲げられています。 この基本理念を踏まえ、機構においては、 ①お客様の立場に立ったサービスの提供 ②お客様のご意見を反映した業務運営と情報公開 ③官民人材融合による能力・実績本位の新たな組織風土の醸成 ④コンプライアンスの徹底、リスク管理の仕組みの構築など組織ガバナンスの確立 という運営方針を掲げ、基本理念、運営方針に沿った業務運営に努めました。 機構が発足した平成 22 年 1 月から平成 23 年 3 月までの 1 年 3 か月は、業務運営の基盤となる組織や諸規程の整備、3 つの工程表の策定などに取り組んだ「基盤構築の期間」でした。 具体的には、まずは、年金記録問題の解決が国民の皆様の信頼回復にとって必要不可欠であることから、年金記録問題への対応を最優先課題とし、「年金記録問題への対応の実施計画（工程表）」を策定して計画的な取り組みを着実に進めました。また、役職員一同、お客様の立場に立った業務運営を行うという意識の徹底とその実践を図るため、「お客様へのお約束 10 か条」を掲げ、お客様目線に立った様々なサービス向上の取り組みに特に注力しました。

また、国民年金保険料収納対策、厚生年金保険等の適用促進対策、収納対策については、平成 22 年度当初において、それぞれ機構全体及び各年金事務所ごとに行動計画を策定し、同行動計画に基づく計画的・効率的な事業の推進に努めました。これらの基幹業務への取り組みについては、年金記録問題への対応に集中的に人員を投入した平成 19 年度以降、停滞傾向にありました。まだまだ取り組みは十分とは言えませんが、平成 22 年度は、その立て直しに向けての着実な一歩を踏み出したものと考えています。年金給付については、サービススタンダードの達成状況は十分ではありませんが、進捗管理の徹底や審査体制の強化により、機構発足前後に発生した滞留案件の解消に努めました。これらの業務は公的年金業務運営の最も基本となる部分であり、引き続き、公正・迅速・正確な処理に努めてまいります。

さらに、現場第一線の職員からの要望・提案などを含め、機構として取り組むべき業務改善に関する諸課題とその担当部署・取組方針、スケジュール等を定めた「業務改善工程表」を平成 22 年 7 月に策定しました。この業務改善工程表は、様々な課題を組織の課題として共有するとともに、当該課題解決のための対応の進捗管理のベースとなる意義を有するものです。また、平成 22 年 11 月には、①事務の効率化、事務処理誤り防止等に向けたシステム開発②システム開発の効率化③システム管理体制の強化などを図るための取組方針や実施スケジュールを整理した「システム再構築工程表」を策定しました。これらの工程表に、年金記録問題への対応の実施計画（工程表）」を加えた 3 つの工程表の策定により、機構の業務運営上の基盤を整備できたものと考えています。今後、適切な進捗管理を行いながら、これらの工程表に基づく取組を着実に進めてまいります。

組織ガバナンスの確立に向けては、様々な内部統制の仕組みを整備するとともに、コンプライアンス意識向上のための職員研修などに取り組みましたが、大変遺憾ながら、コンプライアンス上のいくつかの問題事案が発生するなど、その仕組みが有効に機能したとは言いがたい状況です。発生したコンプライアンス事案の多くに共通しているのは、職場内のチェック体制が有効に働いていないということでした。また、「仕事の仕方が属人的に行われる傾向」や「ホウレンソウ（報告・連絡・相談）の習慣に乏しい」といったことが組織風土上の課題であると認識しています。このため、引き続き、職員に対する意識啓発に努めつつ、不正は起こり得るという前提の下で、相互けん制が働くチェックの仕組みや体制の整備、各職場におけるホウレンソウ（報告・連絡・相談）の徹底を図っているところです。

お客様に信頼される組織運営を実現するとともに、内部統制の仕組みが十分に機能するためには、職員一人ひとりの意識改革を進め、組織内コミュニケーションを活性化し、風通しの良い組織づくりを進めることが重要であると考えています。

このため、組織内の情報共有を図るための社内報の発行、職員提案制度など現場第一線の職員の声が反映される仕組みの実施、組織風土改革実践プロジェクトチームを設置してコミュニケーション活性化やほめる文化を醸成するための様々な取り組みを進めるなど、組織風土改革の取り組みを進めています。

機構発足以来1年3か月、こうした改革の取り組みを進め、一定の成果を挙げつつあると考えていますが、組織目標の実現に向けては、まだまだその第一歩を踏み出したばかりであり、なお一層の努力が必要と考えています。

平成23年を迎えるに当たり、本年を「サービス向上の攻めの年」「組織風土改革元年」と位置付け、引き続き、各般の取り組みを進めています。

なお、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、27の年金事務所を含む36拠点が被災しました。機構本部においては、震災発生直後に災害対策本部を設置し、建物の被災状況、オンラインシステムの稼働状況などを迅速に把握し、業務継続に向けた対応を進めました。閉所していた年金事務所は順次復旧し、3月29日からはすべての年金事務所を開所しました。

平成22年度においては、被災地における厚生年金保険料等の納期限延長や国民年金保険料の免除などの措置を講じるとともに、以下の支援措置を行うための準備を進めました。

- ・被災者専用フリーダイヤルを設け、年金に関する特例措置をはじめ被災者からの年金相談に対応（4月11日より実施）
- ・避難所など被災地において、市町村や労働局などと協力・連携して出張相談を実施。（4月4日より順次実施）
- ・被災地の年金事務所及び事務センターに対する人的支援等業務支援体制の構築（4月11日より順次実施）

I. 年金記録問題への対応に関する事項 年金記録問題の解決に向け、以下の取組を進める。特に、ねんきん特別便、ねんきん定期便の処理及び再裁定の迅速化及び紙台帳とコンピュータ記録の突合せについて、重点的に体制を整備して取り組む。 (1) 年金記録問題に関する未解明事案についての実態解明 ・ 各種のサンプル調査の実施などを通じて未解明事案についての実態解明を進める。 (2) 基礎年金番号に未統合になっている記録の統合・解明 ・ 未統合記録については、「ねんきん特別便」・「ねんきん定期便」、各種解明作業に基づく「年金記録の確認のお知らせ」(黄色便)等の回答に係る記録確認作業を引き続き実施することにより、解明・統合を進める。	<実績> ○平成 22 年 3 月 26 日に策定した、ねんきん特別便やねんきん定期便の処理、再裁定期間の短縮等に係る具体的な目標を盛り込んだ「年金記録問題への対応の実施計画(工程表)」(以下「記録問題工程表」という。)に基づき、年金記録問題の解決に向けた取り組みを計画的に進め、おおむね処理期限(平成 21 年 3 月以前受付分のねんきん特別便の回答処理の期限：平成 22 年 9 月末など)どおり達成しました。なお、平成 23 年 3 月 25 日に平成 22 年度の進捗状況も踏まえ、記録問題工程表を改定しました。 【別表 1：記録問題工程表概要】 【別表 2：改定記録問題工程表概要】 ○現在、国民の皆様にお送りした「ねんきん特別便」(※1)、「年金記録の確認のお知らせ」(黄色便)(※2)、「ねんきん定期便」(※3)等に関し、ご本人から申出のあった記録の調査等を行い、基礎年金番号に統合されていない記録(以下「未統合記録」という。)の解明・統合を進めています。 《用語解説》 (※1)全ての受給者・加入者(約 1 億 9 百万人)に加入記録を送付(平成 19 年 12 月から平成 20 年 10 月まで)し、漏れや誤りを本人に確認していただくもの。「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。 (※2)平成 18 年 6 月時点において 5,095 万件あった未統合記録について、「ねんきん特別便」による記録確認の取組と並行して、住民基本台帳ネットワークシステムや旧姓等の氏名変更履歴などとの突合せにより、未統合記録の持ち主である可能性がある方に平成 20 年 6 月から平成 21 年 12 月の間に「年金加入記録のお知らせ」を送付し、記録の確認作業を行っている。 (※3)平成 21 年 4 月より、全ての現役加入者の方に対し、年金加入期間、保険料納付額及び年金見込額などを毎年誕生月にお知らせしているもの。「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。 ○旧社会保険庁において処理を行ってきた「ねんきん特別便」に係る記録確認作業(平成 19 年度～)、「年金記録の確認のお知らせ」(黄色便)に係る記録確認作業(平成 20 年度～)、「ねんきん定期便」に係る記録確認作業(平成 21 年度～)について、記録問題工程表に基づき、平成 22 年度においても、日本年
--	--

金機構（以下「機構」という。）において継続して処理を行いました。その結果、おおむね記録問題工程表の処理目標（平成 21 年 3 月以前受付分のねんきん特別便の回答処理の期限：平成 22 年 9 月末など）どおりに処理を終了しました。

【参考】平成 23 年 3 月末までの処理件数

	〔対象者数(A)〕	〔処理数(B)〕 (B/A%)
① ねんきん特別便	約 1,278 万件	約 1,210 万件 (95%)
② 「年金記録の確認のお知らせ」(黄色便)	約 151 万件	約 150.5 万件 (99.7%)
③ ねんきん定期便	約 210 万件	約 190 万件 (91%)

○また、これまでに記録回復が図られた事案や年金記録確認第三者委員会（※4）におけるあっせん事案及び非あっせん事案について分析を行うとともに、下記のサンプル調査を実施し、さらなる記録回復のための方策の検討を行いました。

- ・平成 22 年 2 月に着手した脱退手当金（※5）の支給日前に脱退手当金の計算の基礎とされていない被保険者期間がある記録（以下「まだら事案」(※5) という。）にかかるサンプル調査の結果を平成 22 年 7 月 27 日に公表しました。サンプル調査の対象となった方に対して訪問調査を行い、実際に面談を行うことができた方のうち 10.7%の方から、「脱退手当金の支給対象となっている期間について、実際には脱退手当金の支給を受けていない」旨の回答がありました。この調査結果を踏まえ、平成 22 年 9 月に、まだら事案該当者約 14 万件に、記録の確認をお願いするお知らせを送付したうえで、ご本人からの申立てに基づき、必要な記録回復を進めました。

- ・厚生年金保険の標準報酬月額がさかのぼって訂正された記録のうち不適正な訂正が行われた可能性のある記録の抽出に用いた 3 条件（※6）のうち、2 条件のみ又は 1 条件のみに該当する記録についてのサンプル調査を実施（平成 22 年 7 月 27 日に結果公表）しました。その結果、「記録が事実と相違あり」との回答は、2 条件のみ該当ケースについては 12%、1 条件のみ該当ケースについては 3%でした。この結果を受け、2 条件該当ケースについて「総務省年金記録確認第三者委員会」において、あっせん・非あっせん事案等の分析を行い、これを踏まえ、機構と厚生労働省年金局で新たな記録回復方策の検

討を行うこととなりました。

- ・名寄せ特別便（※7）を送付した方のうち、フォローアップ照会（※8）を行っていない2次名寄せ対象者（※9）などを対象として、サンプル的にフォローアップ照会を実施（平成23年3月8日結果公表）しました。その結果、2次名寄せ対象者などについては約97%の方が名寄せされた未統合記録がご本人のものではないことが判明しました。この結果を踏まえ、今後、未統合記録については、「ねんきんネット」（P21で後述）で検索できる仕組みを構築することや新規の年金請求書受付の相談時等に確認するなどの対策を講じることとしました。
- ・厚生年金保険及び船員保険の旧台帳記録（1,466万件）（※10）のうち、「年金加入記録の確認のお知らせ」（グレー便）（※11）を送付した約68万人分の記録以外の記録について、住民基本台帳ネットワークシステムとの突合せを行い「生存者」の情報と一致した記録を、その持ち主と思われる方に対し個別にお知らせして、年金の受給に結び付くかどうかのサンプル調査を実施（平成23年3月8日結果公表）しました。その結果、約73%の方は年金の受給に結びつかない又はご本人の記録ではないことが判明し、また、年金に結びついた方のほとんどの方が共済年金受給者であることが判明しました。この結果を踏まえ、今後、この突合せ作業により一致した共済年金受給者に対して平成23年度中を目途にお知らせをすることを検討することとしました。

《用語解説》

（※4）年金記録の確認について、国（厚生労働省）側に記録がなく、本人も領収書等の物的な証拠を持っていないといった事例について、国民の立場に立って、申立てを十分に汲み取り、様々な関連資料を検討し、記録訂正に関し公正な判断を示すことを任務とする、総務省に設置された委員会のことを言います。年金記録の訂正が必要と判断された場合、その結果を踏まえ、総務大臣から厚生労働大臣に対しあっせんを行います。

（※5）厚生年金保険制度への加入期間が短く年金を受け取る権利が発生しない方に対して、請求に基づき支払う一時金のこと。その支払を受けた場合には、その算定対象となった加入期間は年金支払の対象外となります。この脱退手当金制度は、厚生年金保険制度発足当初において、保険料の掛け捨てが生じることをできるだけ避けるために設けられていたものですが、昭和60年の年金制度改正において基礎年金制度を導入したことに伴い、原則として廃止されています。なお、脱退手当金の支給日前に脱退手当金の計算の基

	礎とされていない被保険者期間がある記録を「まだら事案」といいます。 (※6) 不適正な訂正が行われた可能性のある記録として、以下の3つの条件すべてに当てはまる記録(約 6.9 万件)をオンライン記録から抽出し、戸別訪問調査や標準報酬月額の情報を含むお知らせの送付などを通じて、必要な記録回復を進めています。 ①標準報酬月額の引き下げ処理と同日または翌日に厚生年金保険の資格喪失処理が行われている。 ②5等級以上さかのぼって標準報酬月額が引き下げられている。 ③6か月以上さかのぼって標準報酬月額が引き下げられている。 (※7) 平成 18 年 6 月時点において 5,095 万件あった未統合記録と基礎年金番号で管理されている記録を氏名、性別及び生年月日の 3 情報を用いて突合せ、一致した方 1,030 万人に対して送付した「ねんきん特別便」のことを言います。 (※8) 名寄せ特別便を送付した年金受給者のうち、未統合記録がご本人のものである可能性が高い方(未統合記録と基礎年金番号で管理されている記録の氏名、生年月日及び性別がほぼ完全に一致した方等)で、ねんきん特別便の回答が「訂正なし」又は「未回答」の方については、年金事務所等において、個別にご本人に接触して記録の確認を行っています。 (※9) ねんきん特別便を送付する際に行った名寄せは、氏名、生年月日及び性別の3情報がほぼ完全に一致(1次名寄せ)したものと条件を緩和して一致(2次名寄せ)したものがあります。2次名寄せ対象者とは、ねんきん特別便を送付する際の名寄せにあたり、氏名についてはフルヤ→フルタニ、ソ→ンなど漢字やカナの読み間違いを一致とみなす又は生年月日については±1 日や元号を除外して年月日で一致させるなどの条件の緩和を行って一致した方のことを言います。 (※10) 昭和 29 年 4 月 1 日以前に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、かつ昭和 34 年 4 月までに再加入しなかった方などの記録。これらの記録はマイクロフィルムの形で保管されています。 (※11) 厚生年金等の旧台帳記録と基礎年金番号記録との突合せにより、旧台帳記録がご本人の記録である可能性がある方に「年金加入記録の確認のお知らせ」を送付し、記録の確認作業を行っています。
--	---

(3) 受給者・加入者への年金記録の確認作業及び確認作業に当たっての市区町村との連携 ・ 受給者・加入者の年金記録について、ねんきん特別便による確認作業を行う。 ・ 年金受給者に送付した名寄せ特別便に対して「訂正なし」と回答した方及び未回答の方のうち、ご本人の記録である可能性が高い方へのフォローアップ調査を引き続き実施する。 ・ 電話番号等の情報提供及び電話や訪問による記録の確認調査に協力いただける市区町村と連携を図り、年金記録の確認の促進を図る。	○年金受給者に送付した名寄せ特別便に「訂正なし」と回答された方又は未回答の方のうち、ご本人の記録である可能性が高い方に対しては、旧社会保険事務所等において個別にご本人に記録の確認を行ってきましたが、旧社会保険事務所等ではご本人の連絡先が分からず接触できない方について、市区町村へ協力を求め、その方の電話番号や住所の把握、可能な場合には記録の調査のお願いを行ってきました。その結果、平成 23 年 3 月末現在で、1,488 市区町村（対平成 22 年 3 月末：37 市町村の増）から協力いただける旨の回答をいただき、同月末までに 1,487 の市区町村において調査を行っていただきました。その結果、調査対象 81,030 人のうち、49,121 人の電話番号や住所等が把握され、市区町村及び年金事務所における確認により、21,320 人について記録がご本人のものであることを確認できました。また、これらの方のうち、申し出をいただき記録の訂正が行われた方は 18,324 人であり、当該記録訂正による年金額の増加額の合計は約 6 億 9,975 万円となりました。 ○これらの取組の結果、平成 23 年 3 月時点において、平成 18 年 6 月に 5,095 万件あった未統合記録のうち、「既に統合済みの記録」は、1,563 万件に増加し、「統合済みの記録」「一定の解明がなされた記録」「解明作業が進展中の記録」を除いた「今後、更に解明を進める記録」は、976 万件まで減少（対平成 22 年 3 月末：19 万件の減）しました。 【別表 3：未統合記録の統合・解明の推移】
---	---

(1) ~ (3)

＜自己評価（要因分析含む）＞

評語：A

○ねんきん特別便、黄色便、ねんきん定期便等の回答処理を着実に行ったことにより、平成 22 年度における記録問題工程表の目標をほぼ達成しました。また、各種サンプル調査を実施し、その結果を踏まえ今後の方策を検討、対応を進めました。

○市区町村との連携による年金記録の確認についても、工程表の処理目標である平成 22 年 7 月末までに、市区町村からの情報提供が遅れたものを除き、確認作業を終了しました。また、工程表の処理目標の対象外である市区町村からの情報提供が遅れたものについても、平成 22 年 4 月以降 7 月までに情報提供があったものについては 9 月末まで、8 月以降 10 月末までに情報提供があったものについては 12 月末までを処理目標として取り組み、目標どおり確認作業を終了しました。（協力市区町村数：平成 21 年 12 月末 110 ヶ所 → 23 年 3 月末 1,487 ヶ所、市区町村協力による本人記録確認数 21,320 人）

年金記録問題への対応の実施計画（工程表） <概要>

	22年度 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	23年度	24年度	25年度
1 ねんきん特別便 (1) 受給者及び事務所来訪加入者 ① 21年3月以前受付分 ② 21年4月から22年3月までの受付分 (2) 加入者 ① 21年3月以前受付分 ② 21年4月から22年3月までの受付分	① 21年3月以前受付分 → 〔22年7月末を目途に確認作業を行う〕 ② 21年4月から22年3月までの受付分 → 〔22年9月末を目途に確認作業を行う(処理困難ケースを除く)〕 ① 21年3月以前受付分 → 〔22年7月末を目途に確認作業を行う〕 ② 21年4月から22年3月までの受付分 → 〔22年7月末を目途に確認作業を行う(処理困難ケースを除く)〕									(注) 共済期間の確認を要するものについては、共済過去記録により確認を行うことができるものは左記により作業を行い、更に共済組合等への照会を要するものは、共済組合等から速やかに回答を得て迅速に処理することを目指す。		
2 フォローアップ照会	〔22年7月末を目途に確認作業を行う(市区町村からの情報提供が遅れたものを除く)〕									現在の対象者以外のフォローアップや情報提供の実施については、費用対効果を見極めるためサンプル的なフォローアップ・情報提供を行い、その結果を踏まえ検討		
3 厚生年金等の旧台帳記録(約1466万件)に係る調査	〔22年7月末を目途に確認作業を行う〕 ※22年3月末で未処理のグレー便対象案件									グレー便を送付した68万件以外のものについて、住基ネットとの突合せを行い、新たな年金受給につながる可能性がある方に対するお知らせ等の対応を検討		
4 年金記録の確認のお知らせ(黄色便)	〔22年12月末を目途に確認作業を行う(処理困難ケースを除く)〕 ※22年3月以前受付分											
5 ねんきん定期便	〔22年12月末を目途に確認作業を行う(処理困難ケースを除く)〕 ※22年3月以前受付分											
6 標準報酬等の遡及訂正事案	〔22年6月末を目途に年金事務所段階における記録回復を進める〕 ※2万件戸別訪問対象の従業員事案の新基準等に基づく記録回復									これまでの救済事案の分析とともに、1条件のみ、2条件のみ該当のサンプル調査等を行い、更なる記録回復方策を検討		
7 年金事務所段階での記録回復の促進	・21年12月に定められた国民年金、脱退手当金に関する新基準等に基づき、救済を進める ・これまでの第三者委員会におけるあつせん・非あつせん事案についての分析やサンプル調査の結果等を踏まえ、更なる記録回復方策を検討											

	22年度	23年度	24年度	25年度										
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月					
8 年金を受給できる可能性がある未受給者への対策			・21年12月に送付した「年金の加入期間に関するお知らせ」の対象者に対して、引き続ききめ細やかな相談対応を行う。 ・上記相談対応の状況等についてフォローアップを行い、3月末の状況を踏まえ必要な対応を行う。 ・受給資格期間(25年)を満たしている者への具体的対応策を検討・実施											
9 受給者等への標準報酬等のお知らせ(受給者便)	発送									22年11月末までに送付を完了				
	処理									23年3月以前受付分を23年12月末までを目途に確認作業を行う(処理困難ケースを除く)				
	22年3月以前受付分を22年12月末までを目途に確認作業を行う(処理困難ケースを除く)													
10 厚生年金基金記録との突合せ										24年10月末までに基金等から報告があったものについて25年3月末までを目途に必要な記録訂正を進める				
	▲4月を目途に1次審査開始					▲10月を目途に2次審査開始								
11 紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ	国年特殊台帳等					▲6月末までを目途に二次審査終了					▲9月末までを目途に本人にお知らせ			
						・22年度中には、25年度までの4年間で全件照合を完了できる実施体制を整備。 ・23年度までの2年間に集中的に取り組む。					国年被保険者名簿、厚年被保険者名簿			
											▲秋ごろまでには作業開始			
12 再裁定等	○再裁定の進達: 年金事務所における申出受付から本部への進達について平均処理期間を0.5か月とすることを目指す。 ○再裁定の処理: 難易度の高い案件も含め、2.5か月程度(進達期間を合わせて3か月程度)で処理できることを目指す。 ○時効特例給付: 支払いのための期間を22年6月末までに概ね2か月程度とすることを目指す。 ○特別加算金の支給: 遅延加算法に基づく特別加算金の支給について、円滑かつ迅速な処理に努める。													

※環境の整備等

① 自宅や市区町村、郵便局等における年金記録の確認

- ・23年3月までに、現在のパソコンを使ったインターネットでの年金記録の確認をより使いやすいものにする。また、自宅でパソコンが使えない方であっても市区町村、郵便局等のパソコンを使って、保険料納付状況などを確認できるようにする。また、23年度から新たに年金見込額のお知らせもできるよう、システム開発等の準備作業を進める。
- ・その上で、年金通帳について、国民の意向に関し調査を行い、検討を進める。

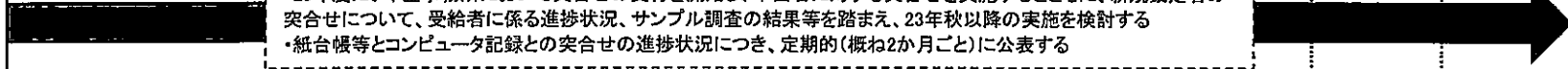
② 相談体制の整備

③ 関係団体等への協力依頼

④ 各種お知らせの未送達分への対応の検討

年金記録問題への対応の実施計画（工程表）〈改定〉〈概要〉

	23年度											24年度	25年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月				
1 資格照会													
(1) 受給者及び事務所来訪加入者													
① 22年3月以前受付分													
・ 一般照会及び特別便	処理困難ケース												
・ 黄色便	処理困難ケース												
② 23年3月以前受付分													
・ 一般照会及び特別便													
・ 黄色便													
(2) 加入者													
23年3月以前受付分													
（備考1）共済組合等への照会を要するものについては、共済組合等から23年度中に回答を得て処理することを目指す （備考2）厚生年金等の旧台帳に係る調査において突合せができなかった共済年金受給者について、住基ネットを活用した突合せにより一致した者に対し、23年度中に確認のお知らせを送付													
2 なんきん定期便													
① 22年3月以前受付分	処理困難ケース												
② 23年3月以前受付分													
3 受給者等への標準報酬等のお知らせ（受給者便）													
① 22年3月以前受付分	処理困難ケース												
② 23年3月以前受付分													
4 標準報酬等の遡及訂正事案	・ なんきん定期便等に対する回答等を踏まえ、21年12月に定められた6.9万件該当事案についての新基準や給与明細書等がある場合における基準等に基づき、記録回復を進める ・ 滞納事業所における資格喪失日の遡及訂正事案についてのサンプル調査を行い、その結果を踏まえ更なる記録回復方策について検討												
5 年金事務所段階での記録回復の促進	・ 21年12月に定められた国民年金、脱退手当金に関する基準及び、22年4月に定められた脱退手当金に関する新基準等に基づき、救済を進める ・ これまでの第三者委員会におけるあっせん・非あっせん事案についての分析やサンプル調査の結果等を踏まえ更なる記録回復方策を検討												

	23年度	24年度	25年度									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
6 年金を受給できる可能性がある未受給者への対策	・21年12月に送付した「年金の加入期間に関するお知らせ」の対象者に対して、引き続ききめ細やかな相談対応を行う ・22年9月に「お知らせ」を送付した25年の受給資格期間を満たしていながら請求を行っていない者及び70歳までの間の保険料納付により受給資格期間を満たす者に対して、きめ細やかな相談対応を行う ・上記相談対応の状況等についてフォローアップを行い、必要な対応を行う											
7 厚生年金基金記録との突合せ	〔 24年10月末までに基金等から報告があったものについて 25年3月末までを目途に必要な記録訂正を進める 〕 											
8 紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ	・25年度までの全件照合を念頭に、年齢の高い受給者から順次突合せを行う ・23年度に、年金事務所において突合せの受付を開始し、申出者に対する突合せを実施するとともに、新規裁定者の突合せについて、受給者に係る進捗状況、サンプル調査の結果等を踏まえ、23年秋以降の実施を検討する ・紙台帳等とコンピュータ記録との突合せの進捗状況につき、定期的(概ね2か月ごと)に公表する 											
9 再裁定等	○再裁定の進達: 年金事務所における申出受付から本部への進達について0.5か月の平均処理期間を維持する。 ○再裁定の処理: 2.5か月程度(進達期間を合わせて3か月程度)での処理を維持する。 ○時効特例給付: 支払いのための期間を概ね2か月程度とすることを目指す。 ○特別加算金の支給: 遅延加算金法に基づく特別加算金の支給について、円滑かつ迅速な処理に努める。											

※環境の整備等

1 「ねんきんネット」を通じた年金情報の提供

① サービスの向上

- ・秋を目途に、ねんきん見込み額の試算や保険料納付済額の表示など、更なる機能追加を行う。また、自宅でインターネットが利用できない方に対して、「ねんきんネット」で確認できる情報を、協力の得られた市区町村や郵便局において提供を行うとともに、その求めに応じ郵送するサービスの実施について検討を行う。
- ・24年度の「ねんきん定期便」からインターネットによる通知を行うなど日本年金機構が行う情報提供について、郵送からインターネットサービスへの移行を進めるための準備を進める。

② 年金記録問題への活用

- ・秋を目途に、国民年金特殊台帳の突合せ作業において不一致となった死亡者の情報を「ねんきんネット」から検索可能とする。
- ・24年度以降、約5000万件の未統合記録等について、「ねんきんネット」から、氏名等のあいまい検索が可能となるよう準備作業を進める。

2 ねんきん特別便等の未回答者及び未送達者への対応

- ・ねんきん定期便を送付する際、ねんきん特別便等に回答がない加入者に対する回答の勧奨を実施する。
- ・ねんきん特別便等が未送達の方に対し、住民基本台帳ネットワークより直近の住所を把握し、秋以降順次、改めて送付を行う。

3 その他

- ・年金相談体制の充実を図る。
- ・年金記録の確認に係る情報など、市区町村や関係団体の広報誌への掲載、年金委員等を通じた周知等を進める。

[備考]23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震等の影響により、作業が遅延する可能性がある。

未統合記録5,095万件の解明状況

(平成18年6月時点)

未統合
記録

5,095
万件

(平成23年03月時点)

統合済みの記録
1,563万件

特別便などによって、
解明作業が進展中の記録
1,001万件

今後、更に解明を
進める記録
976万件

既に亡くなられているなど、
一定の解明がなされた記録
1,555万件

平成18年6月に
5,095万件あった
未統合記録のうち、
1,563万件
(1,239万人※)
統合済み

※ 人数内訳
受給者 517万人
被保険者 722万人

未統合記録の解明

- 「ねんきん特別便」による記録確認の取組と並行して、未統合記録の内容に応じた様々な方法による解明作業に計画的に取り組む。
- 18年6月に5095万件あった未統合の記録のうち、既に統合済みの記録は1563万件に増加、今後解明を進め、一定の時点において開示等を検討する記録は976万件まで減少。

【未統合記録の統合・解明状況について】

	(19年12月)		(22年03月)		(23年03月)	1年間の差
・基礎年金番号に統合済みの記録	310万件	→	1403万件	⇒	1563万件	+160万件
・その他一定の解明がなされた記録(死亡・脱退手当金受領等)	1240万件	→	1579万件	⇒	1555万件	△24万件
・名寄せにより特別便を送付した記録	1100万件	→	611万件	⇒	547万件	△64万件
・解明作業が進展中の記録(住基ネット調査、旧姓による調査等)		→	507万件	⇒	454万件	△53万件
・今後解明を進め、一定の時点において開示等を検討する記録	2445万件	→	995万件	⇒	976万件	△19万件
	計 5095万件		計 5095万件		計 5095万件	

平成 22 年度計画	平成 22 年度計画に対する取組状況												
I. 年金記録問題への対応に関する事項 (4) 紙台帳検索システムによるコンピュータ記録と紙台帳との突合せ 紙台帳検索システムの構築、突合せの拠点の立上げ等の準備を進め、平成 22 年秋頃までにはコンピュータ記録と紙台帳との突合せを開始し、優先順位を付けた上で、効率的に実施する。平成 22 年度中には、平成 25 年度までの 4 年間で全件照合を完了できる実施体制を整備する。	<実績> ○コンピュータ上で管理されている年金記録を正確なものとするため、紙台帳等で管理されていた記録の内容とコンピュータ記録との突合せについて、紙台帳検索システムの構築、突合せ作業マニュアルの整備等を完了し、平成 22 年 10 月から突合せ作業を開始しました。 ○現在、全国 29 の記録突合センターにおいて、高齢の受給者の紙台帳等から優先して突合せを実施しており、突合せにより不一致となった方には、お知らせを送付してご確認をいただいた上で記録の訂正を進めています。 【参考 1】紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ事業の進捗状況（平成 23 年 3 月末） <table border="0"> <tr> <td>・ 審査開始件数</td><td>合計 7,119,290 人</td></tr> <tr> <td>・ 審査終了件数</td><td>合計 2,187,966 人</td></tr> <tr> <td>（受託事業者段階終了</td><td>4,859,455 人）</td></tr> <tr> <td>・ 年金回復見込額が増額となった受給者等の人数</td><td>4,325 人</td></tr> <tr> <td>・ 増額となった者の 1 人当たり平均増加額（年額）</td><td>13 千円</td></tr> <tr> <td>・ 記録訂正に係る通知発送件数</td><td>4,093 件</td></tr> </table> ※受託事業者段階では、紙台帳等が本人のコンピュータ記録に結びついた突合せ対象者約 8100 万人の約 6%が終了 ○また、本突合せ事業は費用対効果を含め検証し、その実施状況について見直しを行うこととしており、平成 22 年 12 月には厚生年金、船員保険に関するサンプル調査の結果を公表しました。以下のとおり、年齢階層が高いほど、不一致率が高いという結果になっています。	・ 審査開始件数	合計 7,119,290 人	・ 審査終了件数	合計 2,187,966 人	（受託事業者段階終了	4,859,455 人）	・ 年金回復見込額が増額となった受給者等の人数	4,325 人	・ 増額となった者の 1 人当たり平均増加額（年額）	13 千円	・ 記録訂正に係る通知発送件数	4,093 件
・ 審査開始件数	合計 7,119,290 人												
・ 審査終了件数	合計 2,187,966 人												
（受託事業者段階終了	4,859,455 人）												
・ 年金回復見込額が増額となった受給者等の人数	4,325 人												
・ 増額となった者の 1 人当たり平均増加額（年額）	13 千円												
・ 記録訂正に係る通知発送件数	4,093 件												

【参考 2】厚生年金、船員保険のサンプル調査（平成 22 年 12 月公表）

・調査対象		5,901 人
紙台帳とオンライン記録が一致		5,424 人（約 91.9%）
紙台帳とオンライン記録が不一致		477 人（約 8.1%）
	《一致》	《不一致》
75 歳以上	1,724 人（86.3%）	274 人（13.7%）
65 歳以上 75 歳未満	1,774 人（91.3%）	170 人（ 8.7%）
65 歳未満	1,926 人（98.3%）	33 人（ 1.7%）

○紙台帳等とコンピュータ記録の突合せの事業では、平成 23 年 3 月末までに受託事業者において対象者全体の約 6%（65 歳以上の突合せ対象者では約 15%）の審査を終了しました。

＜自己評価（要因分析含む）＞

評語：B

○本事業は、その実施前に入札情報漏えい事案が発生し、これに伴い突合せ業務の開始が遅れましたが、平成 23 年 3 月末には、おおむね当初の想定（約 520 万人）どおり、受託事業者において約 490 万人（対象者全体の約 6%）の審査を終了しました。

○今後とも、本事業の実施に当たり、コンプライアンスの徹底に努めるとともに、事業の正確かつ効率的な実施を進めてまいります。

平成 22 年度計画	平成 22 年度計画に対する取組状況																											
I. 年金記録問題への対応に関する事項 (5) 年金記録の訂正や再裁定後の支給等を迅速に行うための体制整備 ・ 年金記録の統合状況等に応じて、再裁定の迅速な処理を行うための体制を整備し、難易度の高い案件も含め進達期間を合わせて 3 か月程度で処理できることを目指す。	○年金事務所における再裁定の申出受付から本部への進達までに要する平均処理期間は、平成 23 年 3 月末時点で 0.3 か月となっており、記録問題工程表の目標の 0.5 か月を 0.2 か月短縮しました。また、未処理件数も大幅に削減しました。 <table><tr><td></td><td>平成 22 年 3 月</td><td>平成 23 年 3 月</td></tr><tr><td>平均処理期間</td><td>0.6 か月</td><td>0.3 か月</td></tr><tr><td>未処理件数</td><td>2.0 万件</td><td>0.4 万件</td></tr></table> ○再裁定等の迅速な処理を行うため、平成 22 年 4 月に再裁定の処理を行う職員を 126 名増員し、事務処理体制の強化を図りました。 この結果、再裁定の平均処理期間は、平成 23 年 3 月末時点で 2.2 か月となっており、記録問題工程表の目標の 2.5 か月から 0.3 か月短縮しました。また、未処理件数も大幅に削減しました。 <table><tr><td></td><td>平成 22 年 3 月</td><td>平成 23 年 3 月</td></tr><tr><td>平均処理期間</td><td>2.3 か月</td><td>2.2 か月</td></tr><tr><td>未処理件数</td><td>8.4 万件</td><td>1.9 万件</td></tr></table> ○再裁定後の時効特例給付の平均処理期間については、記録問題工程表の目標のおおむね 2 か月程度は達成できませんでしたが、平成 23 年 3 月末時点で 2.5 か月と平成 22 年 3 月末時点に比べ、0.4 か月短縮しました。また、未処理件数も大幅に削減しました。 <table><tr><td></td><td>平成 22 年 3 月</td><td>平成 23 年 3 月</td></tr><tr><td>平均処理期間</td><td>2.9 か月</td><td>2.5 か月</td></tr><tr><td>未処理件数</td><td>32.1 万件</td><td>7.4 万件</td></tr></table>		平成 22 年 3 月	平成 23 年 3 月	平均処理期間	0.6 か月	0.3 か月	未処理件数	2.0 万件	0.4 万件		平成 22 年 3 月	平成 23 年 3 月	平均処理期間	2.3 か月	2.2 か月	未処理件数	8.4 万件	1.9 万件		平成 22 年 3 月	平成 23 年 3 月	平均処理期間	2.9 か月	2.5 か月	未処理件数	32.1 万件	7.4 万件
	平成 22 年 3 月	平成 23 年 3 月																										
平均処理期間	0.6 か月	0.3 か月																										
未処理件数	2.0 万件	0.4 万件																										
	平成 22 年 3 月	平成 23 年 3 月																										
平均処理期間	2.3 か月	2.2 か月																										
未処理件数	8.4 万件	1.9 万件																										
	平成 22 年 3 月	平成 23 年 3 月																										
平均処理期間	2.9 か月	2.5 か月																										
未処理件数	32.1 万件	7.4 万件																										

<自己評価（要因分析含む）>

評語：A

○再裁定については、重点的に事務処理体制を強化した結果、記録問題工程表における目標をおおむね上回って達成し、昨年度に比べても、平均処理期間および未処理件数の両方を減少させることができました。

平成 22 年度計画	平成 22 年度計画に対する取組状況
I. 年金記録問題への対応に関する事項 (6) 標準報酬等の遡及訂正事案についての実態解明・迅速な記録回復 ・ 加入者への「ねんきん定期便」や受給者等への「厚生年金加入記録のお知らせ」の送付等により、ご本人に記録を確認していただくことを通じて、記録の回復を速やかに進める。 ・ 速やかに記録の回復を図るため、一定の条件を満たす場合には、年金記録確認第三者委員会に送付することなく、年金事務所段階での記録回復を進める。	<実績> ○従業員であった方の事案であって、ご本人が所有する給与明細書等や雇用保険の記録等により勤務や給与の実態が確認できる場合や、不適正な処理の可能性のある記録（約 6.9 万件）について、一定の条件を満たす場合については、年金記録確認第三者委員会へ送付することなく、年金事務所において記録回復を行うことにより、速やかな年金額の回復を図りました。 ○また、厚生年金保険の標準報酬等がさかのぼって訂正された事案を含め、年金記録確認等第三者委員会に送付することなく、年金事務所段階における記録回復を促進するため、年金事務所段階での記録回復に関するポスターを各年金事務所の窓口に掲示することによりお客様への周知を図りました。さらに、平成 22 年 7 月及び 10 月に行われた年金事務所段階における回復基準等に関する電話調査（覆面調査）の結果、職員の説明不足や一部誤認等のご指摘があったため、年金事務所段階における記録回復基準について、研修会の実施や認識点検テストの実施等を通じて、職員へのさらなる周知徹底を行いました。 平成 23 年 3 月末現在 ・ 標準報酬等の遡及訂正事案についての年金事務所における記録回復の実績（累計） 2,921 件

平成 22 年度計画	平成 22 年度計画に対する取組状況
(7) ねんきん定期便や常に年金記録が確認できる仕組みによる情報の提供 ・ 被保険者に対して、保険料納付実績や年金見込み額をお知らせする「ねんきん定期便」を送付する。 ・ 受給者等に対して、「厚生年金加入記録のお知らせ」を送付する。 ・ 23 年 3 月末までに、現在のパソコンを使ったインターネットでの年金記録の確認をより使いやすいものにする。また、自宅でパソコンが使えない方であっても、市区町村、郵便局等のパソコンを使って、保険料納付状況などを確認できるようにする。 また、23 年度から新たに年金見込額のお知らせもできるよう、システム開発等の準備作業を進める。	<実績> ○「ねんきん定期便」については、全ての被保険者の方に対して誕生月に送付し、年金記録に関する情報提供を行いました。(平成 22 年 4 月から平成 23 年 3 月末までに、6,610 万人に送付) ○「厚生年金加入記録のお知らせ」(受給者便)については、旧社会保険庁当時の平成 21 年 12 月から平成 22 年 11 月までの期間に、厚生年金受給者等に対して送付し、標準報酬を含む年金記録に関する情報の提供を行いました。(2,632 万人に送付) ○平成 23 年 2 月 28 日から、被保険者や受給者の方がいつでもご自身の年金加入記録をインターネットで確認することができる「ねんきんネット」サービスを開始しました。 また、自宅でインターネットが利用できない方に対しては、協力の得られた市区町村において「ねんきんネット」で確認することができる情報を提供するサービスを開始するとともに、郵便局においても試行的に開始しました。 【参考 1】利用・登録状況 ・ インターネットによる年金見込額試算照会件数 平成 22 年 4 月～23 年 3 月 18,145 件 ・ ID・パスワード発行件数 平成 22 年 4 月～23 年 2 月 24 日 (旧年金個人情報提供サービス) 94,429 件 平成 23 年 2 月 28 日～23 年 3 月 (ねんきんネットサービス) 51,454 件 【参考 2】平成 23 年 3 月末時点での協力状況 ・ 市区町村数 : 147 ・ 郵便局数 : 204

○さらに、より便利に年金記録の確認ができるよう、平成 23 年秋を目途に、保険料納付済額の表示や、本人が指定した条件に基づく年金見込額の試算を可能とするなどの機能追加を行うシステム開発に着手しました。

【別表 4：ねんきんネットサービスの概要】

(8) 厚生年金基金記録との突合せ

- ・ 厚生年金基金等との連携を図りながら、平成 22 年 4 月からを目途に第 1 次審査を、平成 22 年秋頃からを目途に第 2 次審査を開始する。第 2 次審査については、厚生年金基金等から適用事業所の人事記録等の調査結果の報告があったものについて処理を行う。

○国の被保険者記録と厚生年金基金記録が不一致であったものとして厚生年金基金又は企業年金連合会（以下「基金等」という。）から調査依頼があったものについて、機構において紙台帳等を確認し、被保険者記録を訂正する必要があると思われる場合は、ご本人に確認の上、訂正を行っています。（第 1 次審査 平成 22 年 4 月から本格実施）

○平成 23 年 3 月末までに、被保険者記録と厚生年金基金記録が不一致であったものとして厚生年金基金又は企業年金連合会（以下「基金等」という。）から調査依頼があったものの審査の状況は下表のとおりです。（平成 23 年 3 月末現在）

23 年 3 月末までの 受付件数	第 1 次審査終了	第 1 次審査未了
2, 463, 806	904, 749	1, 559, 057

○第一次審査で被保険者記録が訂正されなかったものについて、基金等が行う適用事業所の人事記録等の調査結果を踏まえて審査を行い、被保険者記録を訂正する必要があると思われる場合は、ご本人に確認の上、訂正を行っています。（第二次審査 平成 22 年 10 月から本格実施）

○平成 23 年 3 月末までに、基金等から再度調査依頼があったものの審査の状況は下表のとおりです。（平成 23 年 3 月末現在）

23 年 3 月末までの 受付件数	第 2 次審査終了	第 2 次審査未了
2, 208	280	1, 928

※表中の件数は、一人（一オンライン記録）につき複数の不一致の理由がある場合（例えば、氏名の不一致と標準報酬月額の不一致がある場合）は、それぞれを 1 件と計上しており、人数ベースではありません。

○平成 22 年度は、以前から取り組んでいるねんきん特別便などの各種便への対応を優先的に進めてきていますが、基金突合についても、以下のような対応を講じるための準備を進め、23 年度における処理促進を図っています。

- ・ 各種便の処理が進んだことによる人員のシフト
- ・ 職員の新規採用
- ・ 東京、大阪（近畿ブロック）、広島（中国ブロック）において 23 年 4 月 1 日より拠点を集約化し、体制も強化した上で、集中的な処理を実施
- ・ 進捗管理の徹底

(9) 基礎年金番号の重複付番の解消及び発生防止

- ・ 定期的（4ヶ月毎）に、氏名、性別、生年月日及び住所の4項目が一致する者を抽出し、確認のうえ重複付番を解消する。
- ・ 新規に基礎年金番号の付番を行う場合には、上記4項目の情報確認の徹底を図り、重複付番の発生を防止する。

○基礎年金番号の重複付番（※12）の解消に向けては、6月、10月、2月に機械的に氏名、性別、生年月日、住所の4項目が一致する者を抽出して、同一人調査を行い、その結果、重複付番が確認された者の情報を各翌月に年金事務所等に送付し、年金事務所等において重複付番の解消処理を行いました。（平成19年10月調査以降は4か月ごとに調査、未処理は、次回調査時に対象として再抽出しています。）なお、氏名などの4項目が一致し、重複付番者として調査（以下「重複付番調査」という。）の対象とした件数は、平成23年2月時点で3,016人、対前年同期比342名減少しています。

【参考1】重複付番調査対象件数

平成23年2月 3,016人（対前年同期比 ▲342人）

【参考2】重複付番調査対象件数の推移

平成16年10月	約7.8万人	平成20年2月	6,857人
平成17年10月	約4.3万人	平成21年2月	4,178人
平成18年10月	約2.2万人	平成22年2月	3,358人
平成19年10月	8,392人	平成23年2月	3,016人

【別表5：基礎年金番号重複付番調査対象件数の推移】

○また、新規に基礎年金番号の付番を行う場合は、氏名、性別、生年月日、住所の4項目の情報確認の徹底を図っており、同一人の基礎年金番号があることが確認できた場合は付番を行わないこととしています。

○重複付番を防止する観点から、「原則20歳以上は基礎年金番号を有するため年金手帳で確認を行うこと」、「基礎年金番号が確認できない場合は資格取得届に年金手帳再交付申請書を添付すること」について、事業主に対して、平成23年3月の納入告知書の送付の際に「日本年金機構からのお知らせ」を同封して周知しました。

《用語解説》

※12：1人が複数の基礎年金番号を保有している状態のことをいいます。

その他年金記録問題の解決に向けて必要な取組を進める。

この発生原因としては、20 歳前に厚生年金保険に加入したことで基礎年金番号が付番された方に対して、20 歳到達による国民年金の適用を行うための付番をする際に行っている「基礎年金番号有無調査」(氏名、生年月日及び性別の3項目が一致する基礎年金番号が存在する場合、その番号が同一人のものであるかを対象者へ文書で確認する調査)に「基礎年金番号なし」との回答であったことから、同一人の特定ができないため、更に基礎年金番号を付番してしまうことなどが考えられます。

(6) ～ (9)

＜自己評価(要因分析含む)＞

評語：A

○「標準報酬等の遡及訂正事案についての実態解明・迅速な記録回復」については、記録回復基準の職員に対する周知が不十分であるとのこと指摘をいただいたことを踏まえ、研修の実施等を通じて改めて職員への周知徹底を図りました。こうした取組を通して、標準報酬等の遡及訂正事案について、平成 22 年度は平成 21 年度末時点の 1,288 件(平成 20 年 12 月～平成 22 年 3 月末の累計値)を上回る 1,633 件の記録回復を行いました。

○「ねんきん定期便や常に年金記録が確認できる仕組みによる情報の提供」については、「ねんきん定期便」等について、予定どおり送付するとともに、新たに記録問題の解決とお客様サービスの向上につながる「ねんきんネット」サービスを開始することができました。なお、新規 ID 取得件数は、従来は月 7 千件程度だったものが、ねんきんネットになって以降、月 5 万件程度に大幅に増加しています。なお、平成 23 年 4 月以降、ねんきん定期便にユーザー ID を即時に発行できる「アクセスキー」を同封することや事業主に対する保険料の納入告知書に PR チラシを同封するなど普及に努めています。また、今後、実施を検討中の市区町村などに対し、引き続き協力を呼び掛けていくこととしています。

○「厚生年金基金記録との突合せ」については、平成 22 年度においては、まず、ねんきん特別便などの各種便の処理を優先的に進めてきていますが、基金突合についても 23 年度における処理促進のために、前記のとおり、作業拠点の集約化や体制の強化に向けた準備など、次年度に向けてでき得るだけの改善対策を講じました。

○「基礎年金番号の重複付番の解消及び発生防止」については、着実に処理を進め、平成 23 年 2 月期の重複付番調査対象数が対前年同期比で 342 人（▲10.2%）減少しました。

なお、今後は、重複付番の新規発生防止及び既発生分の解消のため、次のシステム開発の準備作業を進めることとしています。

- ・基礎年金番号有無調査については、調査対象となっている基礎年金番号で管理されている記録をあらかじめ調査票に印刷するなど分かりやすい様式に変更する
- ・同一人であると明確に確認できない者については基礎年金番号を付番せず、仮の基礎年金番号での管理を行う
- ・3項目が一致する基礎年金番号を複数有する方へ確認のための「お知らせ」を送付する

「ねんきんネット」サービスの概要

① いつでも、最新の年金記録が確認できます。

24時間いつでも、毎月更新される年金記録を確認できます。今後「ねんきん定期便」等をインターネットで送付することも検討しています。

② 記録の「もれ」や「誤り」の発見が容易になります。

年金に加入されていない期間、標準報酬額の大きな変動など、確認いただきたい記録が、わかりやすく表示されています。

③ 「私の履歴整理表」で記録の確認が容易になります。

画面の指示に従って、「私の履歴整理表」が自宅で簡単に作成でき、年金記録の確認に役立ちます。

④ 将来の年金額が試算できます。(平成23年10月末予定)

「年金を受け取りながら働き続けた場合の年金額は」といった知りたい情報を、自宅で照会できるような機能を平成23年10月以降どんどん追加していく予定です。

※自宅でインターネットが利用できない方に対しては、お近くの年金事務所はもとより、一部の市区町村や一部の郵便局でも年金記録を提供するサービスを実施しています。

1-1 各月の年金記録の情報

各月の年金記録を表示しております。
各月の年金記録を押すとそれぞれ詳細画面を表示することができます。(別ウィンドウで開きます)

[+]各月の年金記録の見方を表示する

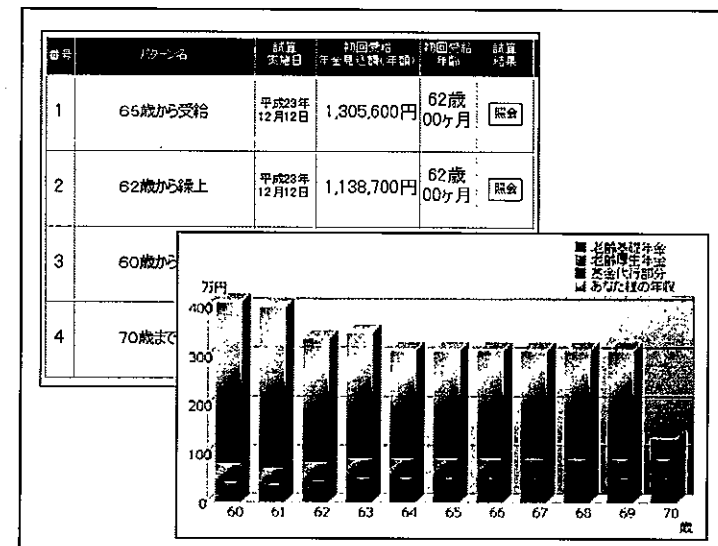
		各月の年金記録の情報											
年度	年齢	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成元年度	20歳	未加	未加	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年
平成2年度	21歳	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年
平成3年度	22歳	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	重複	重複	厚年	厚年
平成4年度	23歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
平成5年度	24歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
平成6年度	25歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
平成7年度	26歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年

※
「各月の年金記録の情報」では、国民年金・厚生年金・船員保険に加入していた月を表示しているため、「共済組合」に加入していた月は、「未加」と表示しております。

※
赤色等の強調表示をご確認いただき、問題が無ければ【強調表示しない】ボタンを押すことにより、強調表示を消去して表示させることができます。

※「各月の年金記録の情報」では、国民年金・厚生年金・船員保険に加入していた月を表示しているため、「共済組合」に加入していた月は、「未加」と表示しております。
※赤色等の強調表示をご確認いただき、問題が無ければ【強調表示しない】ボタンを押すことにより、強調表示を消去して表示させることができます。

「年金記録情報照会」画面イメージ

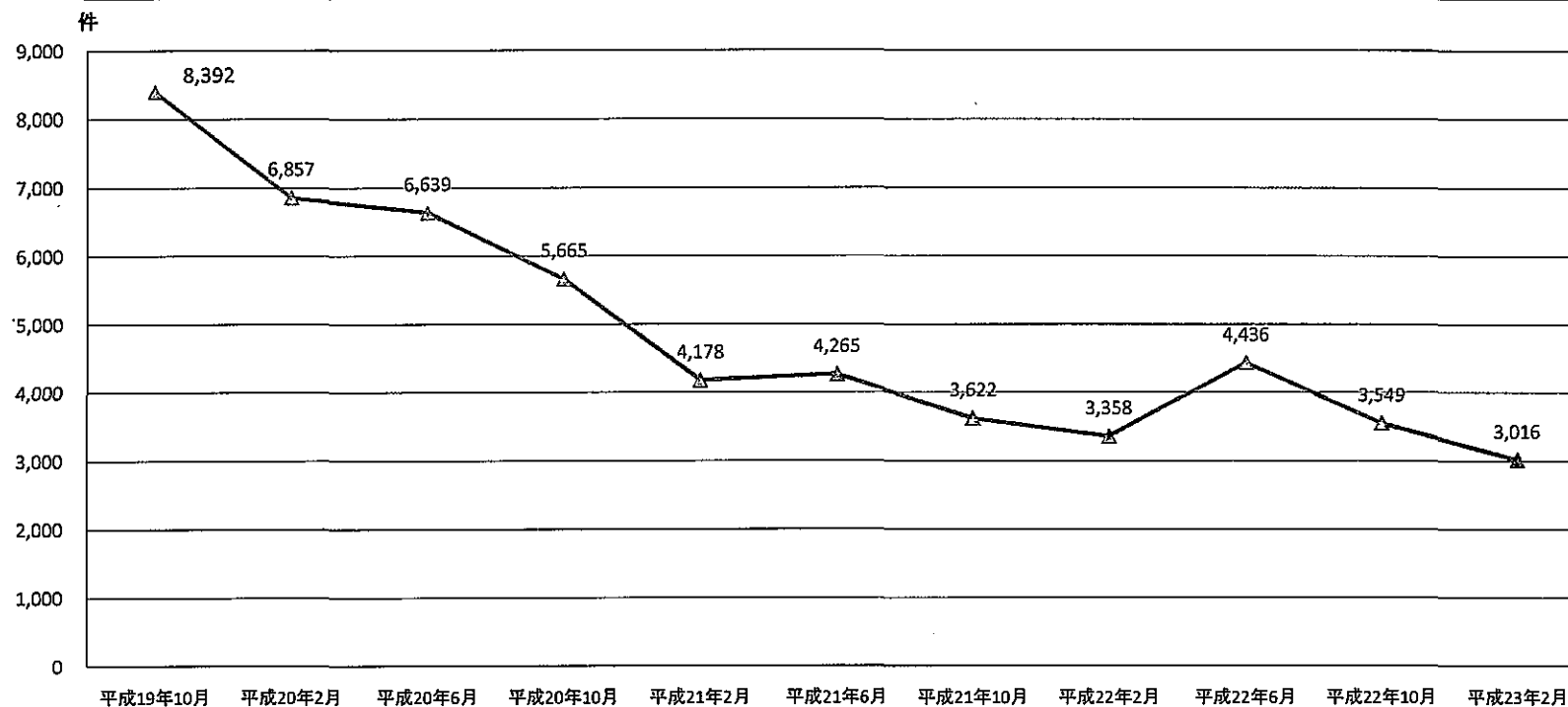


「年金見込額試算」画面イメージ(平成23年10月末予定)

【別表 5】

基礎年金番号重複付番数の推移

基礎年金番号の重複付番を解消するため、平成12年12月、平成16年度以降毎年、平成19年10月以降は年3回、重複付番の者(氏名、性別、生年月日、住所の4項目一致者)を把握し、ご本人等に確認のうえ重複付番の解消に努めている。



	平成19年10月	平成20年2月	平成20年6月	平成20年10月	平成21年2月	平成21年6月	平成21年10月	平成22年2月	平成22年6月	平成22年10月	平成23年2月
合計	8,392	6,857	6,639	5,665	4,178	4,265	3,622	3,358	4,436	3,549	3,016